

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)

山びこへるぷケアセンター運営規程

第1章 事業の目的

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ふれあい福祉の会山びこへるぷが営む 山びこへるぷケアセンター(以下「事業者」という。)が運営する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

第2条 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

第3条 指定同行援護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意志及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

第4条 指定行動援護の事業は、利用者が居宅に置いて自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

第2章 運営の方針及び虐待防止のための措置

(指定居宅介護等の基本取扱方針)

第5条 事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定居宅介護等(指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護をいう。以下同じ。)を提供するものとする。

2 事業者は、その提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定居宅介護等の具体的取扱方針)

第6条 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

4 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第7条 事業者は、正当な理由なく指定居宅介護等の提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

第8条 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第9条 事業者は、指定居宅介護等を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努

めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第 10 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) 虐待防止委員会を定期的に(年1回以上)開催し、内容を従業員に周知する
- (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

事業所は、サービス提供中に虐待と思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする

(身体拘束の禁止)

第 11 条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第 12 条 事業所は、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景した言動にあつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業関係が害することを妨害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

第3章 事業所の名称及び所在地

(事業所の名称及び所在地)

第13条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 山びこへるぷケアセンター
- (2) 所在地 徳島県鳴門市大津町木津野字仲ノ越 84-2

第4章 従業員の職種、員数及び職務内容

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第14条 本事業所の従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。

(3) 従業者 5名以上

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務員 1名（非常勤）

第5章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第15条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間は、営業日の8時30分から17時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間（利用者の都合により変更の場合あり）のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6章 指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用の額

（指定居宅介護等の内容）

第16条 本事業所で行う指定居宅介護等の内容は次のとおりとする

- (1) 身体介護…食事・排泄の介助、衣類着脱介助、入浴・身体の清潔介助、その他
- (2) 家事援助…調理・洗濯・掃除・整理整頓・買い物・関係機関との連絡、その他
- (3) 生活等に関する相談及び助言
- (4) 重度訪問介護…入浴・排泄・および食事等の介護、調理・洗濯・掃除・外出・移動等
- (5) 同行援護…代読・代筆・外出時において必要な移動の援助
- (6) 行動援護…知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有するための援護

（利用者から受領する費用の額）

第17条 事業者は、指定居宅介護等を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者総合支援法第29条第1項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費の支払いを受けるものとする。
- 4 事業者は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。
- 5 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第7章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第18条 通常の事業の実施地域は、鳴門市、徳島市、北島町・藍住町・松茂町とする

第8章 緊急時における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第19条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第20条 事業者は、事務所において感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように次に掲げる措置を講じるものとする

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延のための防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知に努める

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延尾防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第21条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

第 22 条 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(勤務体制の確保)

第 23 条 事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護等を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定居宅介護等を提供するものとする。
- 3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(秘密の保持)

第 24 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第 25 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から

5年間保存するものとする。

(その他)

第 26 条 事業者は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとする。

研修 年6回程度行うものとする

第 27 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ふれあい福祉の会山びこへるぷと本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 11 月 13 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。